

「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策特例助成金上乘給付金」 のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や、労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主に対して、県が上乘せ給付を実施します！

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

対象事業主	働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）助成金の交付を受けた岐阜県内の中小企業事業主
給付額	テレワークコース助成金の支給決定額 ※国と同額（上限額：100万円）

テレワークコース

対象事業主	働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）助成金の交付を受けた岐阜県内の中小企業事業主
給付額	テレワークコース助成金の支給決定額×1/3 （上限額：（成果日標達成） 100万円 （成果日標未達成） 66.6万円）

職場意識改善特例コース

対象事業主	働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）助成金の交付を受けた岐阜県内の中小企業事業主
給付額	職場意識改善特例コース助成金の支給決定額×1/4（上限額：12.5万円）

ご利用の流れ

①「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、**国**（テレワークコース：テレワーク相談センター、職場意識改善特例コース：岐阜労働局雇用環境・均等室）へ提出 ※後日、国から交付決定通知書が送付されます。

国

②これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施

③事業実施期間終了後、**国**へ支給申請 ※厚生労働省から支給されます。

県

④国の支給決定通知書の写しを添付の上、**県**（労働雇用課）に支給申請 ※県から支給されます。

◎申請・問い合わせ先

1500-8570（住所不要）

岐阜県庁 労働雇用課 新型コロナウイルス感染症対策特例助成金上乘給付金受付係 宛

電話：058-272-1111（内線3122）



岐阜県

別記様式1 (第4条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
会社名等
代表者名

印

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策特例助成金上乘給付金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症対策特例助成金上乘給付金の支給を受けたいので、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策特例助成金上乘給付金支給要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請金額	金 円							
振込先		銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所	
	ゆうちょ銀行 店番		預金 種類	普通	当座	雑種	貯蓄	
	口座番号							
	(ふりがな) 口座名義							
担当者	氏名							
	役職							
	連絡先	(電話番号)						

○ 添付書類

- ・働き方改革推進支援助成金支給決定通知書の写し
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- ・申請者と口座名義が異なる場合には、委任状

「働き方改革推進支援助成金（※）」

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

**新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！**

※令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

New !

令和2年2月17日以降の取組について、

★受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします！

★パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用も対象とします！

※事業の実施期間内(5月31日まで)の経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限りです。

✓ 既に交付申請を行っている事業主についても、変更申請（交付決定後の場合）や補正（交付決定前の場合）を行っていただくことにより、対象となり得ます。

テレワーク相談センターにお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策のための **テレワークコース** の概要

対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 （※試行的に導入している事業主も対象となります）
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 （※シンクライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。ただし、レンタルやリースについては、5月31日までに利用し、支払った経費については対象となります。）
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 （計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。）
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

※少なくとも1人は直接雇用する労働者であることが必要です

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・シンクライアント端末(パソコン等) ・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 ・パソコン、タブレット及びスマートフォン、ルーター等のレンタル、リース費用など ※シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	□	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	労務管理担当者に対する研修
		□	労働者に対する研修、周知・啓発
		□	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りです。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

ご利用の流れ

- 1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出(締切は5月29日(金))
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- 2 これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請(締切は7月15日(水))
※ 厚生労働省から支給されます

お問い合わせ先

テレワーク 相談 検索

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479 (平日9:00 ~17:00)

(上記のフリーダイヤルが繋がらない場合には、以下の番号でも受け付けます。(5月31日まで)
電話：03-5577-4724、03-5577-4734
ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

「働き方改革推進支援助成金^(※1)」のご案内 (テレワークコース)

労働時間等の設定の改善^{※2}及び仕事と生活の調和の推進のため、

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む 中小企業事業主を支援します！

※1 令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

※2 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

New !

★支給額について、1人当たりの上限額と1企業当たりの上限額を倍増します！

★受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします！

★成果目標を見直します！

月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる目標は廃止します。

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・シンクライアント端末(パソコン等) ・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	□	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	労務管理担当者に対する研修
		□	労働者に対する研修、周知・啓発
		□	外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りです。

※少なくとも対象労働者の1人は直接雇用する労働者であることが必要です。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況[※]に応じて助成します。※成果目標・評価期間は裏面参照。

対象経費			助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 (注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象			対象経費の合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は 上限額 ※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額
成果目標の達成状況	達成	未達成	<支給額の例> 労働者100人の企業で、総務、経理部門において400万円のテレワーク用機器を導入し、対象労働者が10人の場合 所要額 400万円 ○成果目標達成の場合 → 300万円を助成 ○成果目標未達成の場合 → 20万円×10人=200万円を助成
補助率	3/4	1/2	
1人当たりの上限額	40万円	20万円	
1企業当たりの上限額	300万円	200万円	

※ 成果目標、ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。



成果目標と評価期間

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください（達成状況に応じて支給額が変わります）。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする

評価期間

上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施期間（交付決定の日から令和3年2月15日まで）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。
※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

ご利用の流れ

- ① 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月1日（火））
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- ② 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

- ③ 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請（締切は3月1日（月））
※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

- ① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

- ② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談 検索

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479（受付時間：平日 9:00～17:00）

上記のフリーダイヤルが繋がらない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）
電話：03-5577-4724、03-5577-4734

ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。
また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

※ 働き方改革推進支援助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人日本テレワーク協会により行われています。

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。
テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf

「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、
特別休暇の規定の整備を行う
中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～同年5月31日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取り組み

①就業規則などの作成・変更

③労務管理担当者・労働者に対する研修

⑤労務管理用機器の導入・更新

②外部専門家によるコンサルティング

④人材確保に向けた取り組み

⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新
(パソコンなどの購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限：5月29日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：7月15日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項

①申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

②申請・お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室

*企業の所在地を管轄する労働局へお問い合わせください。



助成金の詳細